

大館市は、24年度決算での比率は
いずれも健全化の基準未達という結
果となりました。

「地方公共団体の財政の健全化に
関する法律」では、健全化判断比率が早
期健全化基準以上であれば、「財政健
全化計画」を、財政再生基準以上であ
れば「財政再生計画」を策定し、財政健
全化に取り組まなければならないと
定められています。

また、資金不足比率が経営健全化
基準以上になると、「経営健全化計画」
を策定し、公営企業の経営健全化に
取り組まなければなりません。

地方公共団体は、「地方公共団体の
財政の健全化に関する法律」に基づ
き、毎年度決算について、健全化
判断比率と公営企業の資金不足比率
を算定し公表しています。

平成24年度決算に基づく
**健全化判断比率は
いずれも健全化の
基準未達でした**

— 今後も引き続き、健全な
財政運営に努めます —

健全化判断比率

① 実質赤字比率

福祉や教育などを行う一般会計等で、毎
年の現金不足(赤字額)をチェックするた
めの指標です。

大館市では、実質赤字額はありませ
んでした。

② 連結実質赤字比率

市には一般会計の他に、国民健康保
険や介護保険などの特別会計、地方公
営企業法を適用した病院事業会計や水
道事業会計などがあります。これら全
ての会計を合算して、毎年の現金不足
(赤字額)をチェックするための指標
です。

大館市では、各会計を合算した場合
の赤字額はありませんでした。

③ 実質公債費比率

全会計と一部事務組合の公債費を
チェックする指標です。

市全体の借金返済額が、市税などの
経常的な収入財源に占める割合で表
しています。この割合が25%以上
になると財政健全化計画を、35%
以上になると財政再生計画の策定
を求められます。

大館市は14.8%でした。

④ 将来負担比率

全会計、一部事務組合、第三セク
ターを含めて、将来負担する債務な
どの大きさをチェックする指標です。

将来の財政悪化の可能性を表すも
のですが、この指標の悪化が、即座
にその時点での財政状況を表すわけ
ではありません。

大館市は109.6%でした。

資金不足比率 (公営企業会計ごと)

公営企業の資金不足(赤字額)を、
公営企業の営業利益に対して比較し
たときの割合で、経営状況の悪化
の度合いを示すものです。

健全化判断比率

指標名	大館市	財政健全化法	
		早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	実質赤字額なし	12.28%	20%
② 連結実質赤字比率	連結実質赤字額なし	17.28%	30%
③ 実質公債費比率	14.8%	25%	35%
④ 将来負担比率	109.6%	350%	—

資金不足比率 (公営企業会計ごと)

会社名	大館市	財政健全化法
		経営健全化基準
大館市水道事業会計	資金不足なし	20%
大館市工業用水道事業会計	資金不足なし	20%
大館市下水道事業会計	資金不足なし	20%
大館市病院事業会計	資金不足なし	20%
大館市戸別浄化槽整備事業特別会計	資金不足なし	20%
大館市公設総合地方卸売市場特別会計	資金不足なし	20%
大館市農業集落排水事業特別会計	資金不足なし	20%

財政の早期健全化・再生、公営企業の経営健全化イメージ

